

ヲ設ケ、渡吏五人、船三十二艘、水手六十人ヲ置ケ、又大津ヨリ松本村ニ通ズル間道アリ、此ニ榜文ヲ建テ、旅人及貨物ノ遞送ヲ爲スヲ禁ズ、是其百艘船漕運ノ衰頹ヲ防グナリ、宿村大  
〔竹橋蠹簡〕五淀舟過書船之儀、木村宗右衛門、角倉與一ニ相尋申候、

一 淀上荷舟ニハ、御運上無御座候ニ付、上米取立候義も不仕候、極印も打不申候、

一 上荷船ハ、淀一口、咄師、木津、加茂、笠置、瓶原、右七ヶ所ニ有之、木津川、桂川、宇治川、筋、并伏見、淀橋本邊之小迫、働仕、大坂、尼崎、江上下之働不仕候、

一 二十石船ハ、往古より過書仲間、江所持仕候へ共、渡世ニ合不申候ニ付、寛永三寅年、奉願相止候、  
今程ハ無御座候、

一 過書三十石船、伏見より大坂迄下り、船賃、四匁四分、内八分、上米ニ而御座候事ハ、借切之儀ニ而御座候、今以其通り少も相違無御座候、

一 御運上、銀四百枚ハ、上り舟下り舟共ニ、一ヶ年中之上米之内より、兩人ニ而差上候、

一 右之船ニ、上米錢二百四拾五文取之、又ハ時節ニより、三百文四百文も取候儀ハ無御座候、但乗合船ニハ、時節により、大勢乗候へバ、上米増申候、然共一人前より、二錢ヅ、取立候得者、何程多ク乗候而も、上米右之高ハ有御座間敷候、一艘之船賃ハ、右高有之儀も可有御座候、多ク御座候

ても、銀四百枚限上之候故、多ク御座候程、私共勝手ニ能御座候、多ク乗せ候而も、加子共數を隠シ申候儀も有之哉、其段ハ不分明ニ奉存候、

一 役免船と申義ハ、淀上荷船之儀ニ御座候、過書船ニ役免候船ハ、一艘も無御座候、

一 權現様御朱印以後、寛永三寅年、御老中御下知狀ニ而段々之御定メニ御座候、三十石船、五匁より段々ニ候へバ、百石二百石之船ハ、殊之外高直ニ成候故、御下知狀極り申候哉、又如何のわけ

有之、極り申候哉、不奉存候、